

陳情第2号

ヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情

1 要 旨

数年来、主に在日韓国人を標的としたヘイトスピーチ（差別扇動）デモが日本各地で頻繁に起こっている。とりわけ、「朝鮮人を皆殺しにせよ」「不てい鮮人追放」「大虐殺するぞ」「良い韓国人も悪い韓国人もどちらも殺せ」などの聞くにたえない暴言に対し、私たちは耐えがたい恐怖を感じている。

ヘイトスピーチを行う団体は、在日特権を許さない市民の会を初めとするネット右翼や新興の右派団体である。繁華街で、拡声器を使って怒号を飛ばしながら、レイシズム的表現で憎悪をあおる彼らの一連の言動は、日本の社会問題として深刻化している。日本の各界においても、彼らによる常軌を余りにも逸した人種差別を憂慮し、規制を求める声が上がっており、2020年の東京オリンピックを控え、国際社会においても問題視されているのが現状である。

私たちは、これらのことを重く捉え、在日韓国人を初めとする外国人住民の生命と安全を脅かすヘイトスピーチ、ヘイトクライムが一日も早く根絶されるよう、福井県議会に対し速やかな解決に向けた協力、支援を願うとともに、下記のとおり陳情する。

記

- (1) 地方自治法第99条に基づき、関係行政庁に対し、人種差別、民族差別をあおるヘイトスピーチなどを法律で禁止することを求める意見書を提出すること。
- (2) 日本国が批准している人種差別撤廃条約第2条第1項柱書及び同条項(b)、(d)、並びに第4条(c)に基づき、人種差別を助長し扇動する団体に対しては、福井県内におけるデモ、集会及び公共施設の使用について許可を出さないようにすること。
- (3) 日本国が批准を留保している人種差別撤廃条約第4条(a)、(b)に関し、その留保を撤回するよう、内閣総理大臣及び国会を初めとした関係行政庁に働きかけること。

2 理 由

- (1) ヘイトスピーチは、人種差別をあおる犯罪行為であること。
- (2) ヘイトスピーチは、特に韓国人住民にとっては大きな脅威であり、教育上、子供や青少年に悪影響を与えていること。
- (3) 京都地方裁判所及び大阪高等裁判所は、在日特権を許さない市民の会による街宣を人種差別と認定し、賠償命令を下していること。
- (4) ヘイトスピーチを行う団体の言動は日本社会の問題であり、ヘイトスピーチの放置が東京オリンピックを初めとした国際交流事業に与える影響が憂慮されること。
- (5) 国連の自由権規約委員会及び人種差別撤廃委員会が日本に勧告していること。
- (6) ヘイトスピーチは、国際社会では処罰対象となっていること。

3 提 出 者

在日本大韓民国民団福井県地方本部 団長 尹鐘鎮

4 受理年月日
平成27年6月1日